

## 公 示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和6年9月9日

収支等命令者

佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課

中路 明伸

### 1 業務内容

- |            |                        |
|------------|------------------------|
| (1) 業務名    | 佐賀県通年用防災服リニューアル業務      |
| (2) 業務の仕様等 | 別紙仕様書による               |
| (3) 契約期間   | 契約日から令和7年2月7日まで        |
| (4) 納品場所   | 佐賀県庁新館4階危機管理センター       |
| (5) 契約上限額  | 3, 230千円（消費税及び地方消費税含む） |

### 2 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本業務の実施にあたって、県内に事務所を有し、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えておくこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 企画提案参加の手續等に関する事項

- (1) 担当課 佐賀県政策部危機管理・報道局危機管理防災課  
災害対策・国民保護担当  
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59  
電話 0952-25-7364  
ファックス番号 0952-25-7262  
電子メールアドレス kikikanribousai@pref.saga.lg.jp
- (2) 仕様書の交付期間及び方法  
令和6年9月〇日（〇）から同年10月4日（金）まで佐賀県ホームページに掲載する。
- (3) 参加申込書等の提出方法
  - ①用紙サイズはA4版とする。
  - ②提出書類
    - ア 参加申込書（様式第2号）
    - イ 誓約書（様式第6号）
    - ウ 業務実績書（様式第3号）
    - エ 履歴事項全部証明書  
提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可。  
※個人事業主の場合は開業届のコピー。
    - オ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書  
またはこれに類するもの。
    - カ 直近の納税証明書（国税・県税）
  - ③提出方法  
各1部を持参又は郵送（電子メール可）する。  
注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

④提出期限

令和6年9月20日（月）午後5時必着

(4) 質問受付

①質問内容

原則として、業務内容や手続きに関する事項に限るものとし、他の参加者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

②質問方法

質問書（様式第1号）により行うものとし、上記「(1) 提出場所、問合せ先」のメールアドレス宛てに、質問書（様式第1号）を送付すること。

なお、電子メール送信後には、電話にて着信の確認を行うこと。

③質問受付期間

令和6年9月20日（金）午後5時まで

④質問に対する回答

質問者に、電子メールにより令和6年9月27日（月）までに回答するとともに、佐賀県ホームページに回答を掲載する。

(5) 企画提案書等の提出方法

①用紙サイズはA4版、長辺綴じ（A4での作成が適当でない場合はA3折込使用も可）とする。

②提出書類等

ア 企画提案書（様式第4号）

・企画提案書作成要領に従って作成すること。

イ 見積書

・見積書には経費内訳（上衣、下衣）を記載すること。

ウ サンプル品

・デザイン案と同等の性能を有するサンプル品を提出すること。

（カタログ品を提出ください。）

③提出方法

ア、イ 6部（正本1部、副本6部）を持参又は郵送すること。

ウ 1点を持参又は郵送すること。

④提出期限

ア、イ、ウ 令和6年10月4日（金）午後5時必着

(6) その他

①企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

②提出された書類については返却しない。

③提出されたサンプル品については後日、返却する。

- ④参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式第5号）を令和6年9月27日（金）正午までに提出すること。

#### 4 選定方法等

- (1) 提案書及びサンプルにより、選定会を書面にて開催する。
- (2) 日時：令和6年10月21日（月）予定
- (3) 選定委員は、別表1の「評価基準」に従い各提案の審査を行う。選定会において、各選定委員の得点を合計し、合計点の高いものを優秀提案とする。
- (4) 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (5) 審査結果はすべての提案者に通知し、県のホームページで契約の相手方、評価項目等を公開する。

#### 5 結果の通知

- (1) 令和6年10月25日（金）までにすべての参加者に対し通知する。審査会の日付が変更となった場合は、通知の日付は変わる可能性がある。
- (2) 審査結果は佐賀県のホームページで契約相手方、評価項目等を公開する。なお、審査経緯については公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

#### 6 評価に関する事項

- (1) 評価基準は別紙評価基準のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

#### 7 その他

##### (1) 契約候補者の特定

県は、審査で選定した者を本業務に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ア 契約候補者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定するものに該当することとなったとき
- イ 契約候補者が佐賀県から指名停止を受けることになったとき
- ウ 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき
- エ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能となったとき

(2) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
  - ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額100分の10以上）を締結し、その証書を提出するとき。
  - ② 国又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - ③ 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(3) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積もった契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とし、契約上限額以内の金額とする。

(4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件企画コンペ手続について不正行為を行なった場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 提案の内容が契約上限額を超えている場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(5) 企画コンペ手続の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続を中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続を行なうことができないとき。

(7) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

(8) その他

仕様書による。